

永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和7年9月30日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永充

永平寺町規則第22号

永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成18年規則第25号)の一部を次のように改正する。

第16条第6項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻までの連続した」を削る。

第16条の2第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(」を削り、「規定による」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「育児時間」を「部分休業」に改め、「日」の次に「の介護時間」を加え、「当該」を「1日につき」に改め、「)」を削る。

第22条に次の1項を加える。

- 3 条例第17条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。